

契印省略

東高契第 294 号の 2
平成 18 年 8 月 22 日

支社長 殿

担当取締役

調査等における低入札価格調査に関する事務取扱について（要領）

東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が発注する調査等に対して、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（東日本高速道路株式会社本社細則第 16 号。以下「実施細則」という。）第 26 条第 3 項に規定する、「落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき」の基準及びこの場合の手続きを定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

記

第 1 調査の対象となる調査等

本手続の対象は、工事等契約事務処理要領第 2 条第 4 項に規定する調査等とする。ただし、契約制限価格が 250 万円を超えないものを除く。

第 2 実施細則第 26 条第 3 項の基準

実施細則第 26 条第 3 項に規定する、「落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき」とは、入札価格が、下記に定めた額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

業種区分	調査基準価格	算出式
調査、測量、試験及び研究	契約制限価格に 10 分の 7 を乗じて得た額	契約制限価格 × 0.7
設計	契約制限価格算出の基礎となった直接人件費の額及び直接経費の額並びに 5 分の 1 を諸経費に乗じて得た額の合計額 技術経費は含めない	直接人件費 + 直接経費 + (諸経費) / 5

第3 調査基準価格の確定

契約責任者は、対象調査等に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、第2の基準に基づく具体的金額を算出し、契約制限価格下調書の下部に「調査基準価格 円」と記載するものとする。

第4 入札参加者への周知

契約責任者は、入札（見積）者に対する指示書に次に掲げる事項を、入札参加者に対して周知を図ることとする。

- (1) 低入札価格調査基準があること
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札を保留し調査を実施すること
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、会社が実施する調査に協力すべきこと
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われ、調査を実施した場合の、入札終了方法及び結果の通知方法

第5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

第6 調査の実施

契約責任者は、低入札価格調査について次のような内容により、提出資料の確認・ヒアリングによる調査を行うものとする。

その価格により入札した理由とその根拠となる資料

入札者の積算内訳書と当社積算との比較（算定を標準歩掛ではなく見積によった場合は、見積先リスト・見積による歩掛決定根拠等を確認）

その他必要な事項

なお、調査の手順・様式等については、別に定める「工事における低入札価格調査マニュアル」に準ずるものとする。

第7 調査の結果、適合した履行がなされると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を知らせるものとする。この場合において、調査の対象者が落札したときは、当該調査等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札状況調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査制度対象業務」と記載するものとする。

第8 調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

契約責任者は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、次に定める契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

機関	契 約 審 査 委 員
支社	<ul style="list-style-type: none"> ・副支社長 ・総合調整部長 ・当該調査等を担当する部の長
事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・副所長 ・庶務課長又は総務担当課長 ・当該調査等を担当する課等の長

第9 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約責任者から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は多数決によるものでなく、個別の意見を表示するものとする。

第10 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

(1) 契約審査委員の表示した意見のうち、半数以上の意見が契約責任者の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約責任者は最低価格入札者を落札者とせずに、契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6以降と同様の手続によるものとする。

(2) 契約責任者は、契約審査委員の表示した意見のうち、半数を超える意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 契約責任者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならなかった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

第11 担当取締役への報告

支社長及び事務所長は、次順位者を落札者としたときは、実施細則第71条第2項第7号に基づき、遅滞なく当該競争に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、事務所長にあっては支社長に、支社長にあっては事務所の分をとりまとめの上、担当取締役へ報告するものとする。

附則

本要領は、平成18年8月22日以降に、調査基準価格を設定し、入札執行を行うものから適用する。